

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備		
担当部局	総務省 総合通信基盤局 電波政策課	電話番号:03-5253-5909	e-mail:radio_act_review@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	平成31年2月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】 今般、携帯電話等に導入される次世代の無線通信インフラ(第5世代移動通信システム。以下「5G」という。)は、超高速・超低遅延・多数同時接続といった特徴により、大量のIoT(Internet of Things)の略。PCやスマートフォンに限らず、ロボット、工場等施設、家電、車等の様々なモノがインターネットに繋がること端末を同時に運用することが可能となるため、その利用ニーズは都市部などを中心に飛躍的に拡大することが見込まれる。その利用ニーズに対応し、5Gを迅速かつ円滑に整備していくためには、事業者の創意工夫や既設の特定基地局との連携といった電波の有効利用をより一層図る取組が必要であるものの、現行の携帯電話等の基地局(以下「特定基地局」という。)の開設計画に関する計画(以下「開設計画」という。)の認定制度では、そのような取組を適切に審査することができない。このため、現行制度の下、そのような取組を適切に審査することができないことにより、有限希少な電波が有効利用されず、5Gの迅速かつ円滑な整備を図ることが困難な状況をベースラインとする。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】 5Gの導入により携帯電話等の利用ニーズが飛躍的に拡大するため、5Gを迅速かつ円滑に整備する必要がある中で有限希少な電波が有効利用されず、事業者の創意工夫や既設の特定基地局との連携といった取組による5Gの迅速かつ円滑な整備が図られないことが課題であり、現行の5Gを含む携帯電話等の周波数割当てにおいて、そのような整備を図るための電波の有効利用をより一層図る取組が評価されないことがその発生原因である。</p> <p>【規制の内容】 電波の経済的価値をより高く評価する者が、より電波を有効利用する者と考えられるため、電波の有効利用をより一層図る観点から、現行制度において、5Gを含む携帯電話等の周波数割当てに当たり、特定基地局の開設計画の認定が必要となる場合、その審査項目に事業者の創意工夫を審査する項目として、特定基地局で使用する周波数の電波の経済的価値について開設計画の申請者が自ら金銭的に評価した額である「特定基地局開設料」(認定を受けた場合には納付すべき額となる。)と、高度化(5G基地局と5G無線局との間の通信を確保するための機能を無線設備に付加)する既設基地局(以下「高度既設特定基地局」という。)と連携させる方法を採用する開設計画の認定を適切に行うために、既設の特定基地局との連携を審査する項目として高度既設特定基地局の配置等に関する事項とを追加する等の措置(以下「本件規制」という。)を新たに講ずる必要がある。 なお、電波有効利用成長戦略懇談会報告書(平成30年8月最終取りまとめ・公表)において、電気通信業務用の移動通信システムを始めとして、一定程度のエリアにおいて、同一の無線システムの中では一の者が専用する周波数であり、新たな周波数が割り当てられる場合であって、競争的な申請が見込まれるものを対象として、その経済的価値を踏まえた割当てを可能とするための制度化を行うべきとされ、また認定期間が終了した周波数帯についても、無線局免許単位だけではなく、周波数帯ごとの利用状況や利用計画を明らかにして、移動通信事業者による有効利用に向けた取組を確保する仕組みが必要である旨が示されている。</p>		
規制の費用	(遵守費用)	本件規制の導入は、現行の特定基地局の開設計画の認定制度の審査項目に2項目を追加するものであり、新たに発生する遵守費用は限定的であると考えられる。	
	(行政費用)	本件規制導入後、携帯電話等の特定基地局を開設計画を総務大臣に提出した場合、総務大臣は特定基地局開設料の額及び高度既設特定基地局に関する事項の2事項を審査・評価する費用が新たに発生するが、現行制度においても総務大臣は11事項の審査をしており、追加費用は限定的である。	
規制の効果(便益)	(直接的効果(便益))	特定基地局開設料や高度既設特定基地局に関する事項が開設計画の認定制度の審査事項に追加された場合には、収益をあげる観点から、事業者が創意工夫をしてより一層電波を有効利用する取組を総務大臣が審査することができるようになるほか、高度既設特定基地局と連携する形での5G基地局の整備について審査することができるようになる。これらによって、有限希少な電波を有効利用することで、事業者の創意工夫による取組や既設の特定基地局との連携によるシームレスなサービス展開を可能とする取組を通じて5Gの迅速かつ円滑な整備を図ることが期待される。	
	(副次的・波及的な影響)	特定基地局開設料として納付された額は新規性の高いモバイル技術のイノベーション創出、データを最大限活用した社会的課題解決、国際競争力強化のための研究開発・人材育成等の施策に充当されることとなるため新サービス等の社会実装が促進される。また、高度既設特定基地局と連携することにより5Gのサービス提供エリアが拡大し、5Gサービスのユーザ数の増加が見込まれる。	
費用と効果(便益)の関係	上述のとおり、新たに発生する追加的な遵守費用及び行政費用は限定的であると考えられる一方で、本件規制が導入された場合には、有限希少な電波の有効利用が図られ、5Gの迅速かつ円滑な整備が図られることとなる。 以上から、本件規制により得られる便益は、本件規制の導入に伴う費用を上回ることが見込まれており、本件規制の導入は妥当と考えられる。		
その他関連事項	【事前評価の活用状況】 電波有効利用成長戦略懇談会報告書(平成30年8月最終取りまとめ・公表)を踏まえ、今回の改正を行うものである。		
事後評価の実施時期等	【事後評価の実施時期】 改正法の施行後3年以内に、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 本件規制導入後に認定を受けた開設計画に係る特定基地局の開設状況を確認する。		
備考			